

確認!

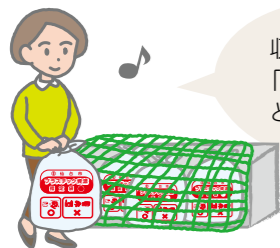
「プラスチック資源」の出し方

✓ 赤い指定袋に入れて、口をしぼる



袋の表記が「プラスチック製容器包装」から「プラスチック資源」に変わりますが、どちらの袋も使えます

✓ 収集日当日の早朝から午前8時半までに
決められた集積所へ



収集日は、現在の「プラの日」(週1回)と変わりません

✓ 汚れは拭き取るか、軽くすすぐ



✓ ラベルやシールは付いたままでも出せる



✓ 大きいものは粗大ごみへ

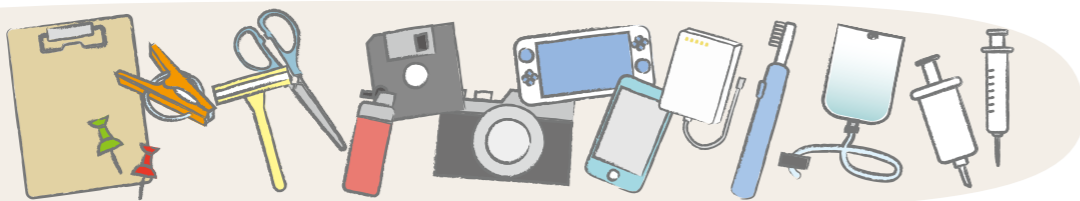
衣装ケースなど、おおむね30センチメートルを超えるプラスチック製品は、これまでどおり粗大ごみとして出しましょう

袋に入らない大きな発泡スチロールは、赤い指定袋(大)を表面に貼り付け、ひもで十字にしぼって出すことができます

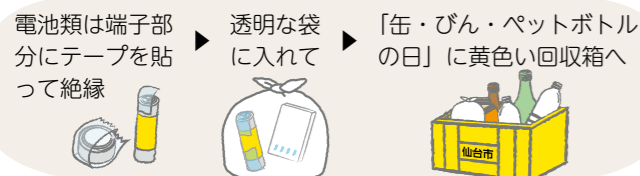
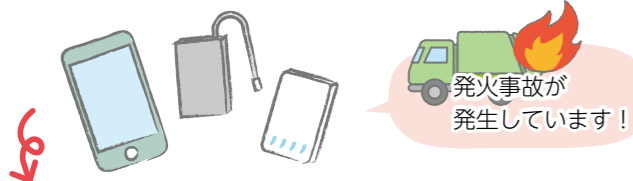


✗ 「プラスチック資源」として出せないもの

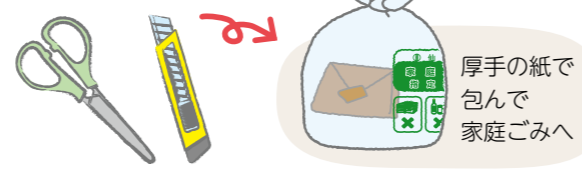
金属を含むもの、
発火・けが等の
危険のあるものは
出せません



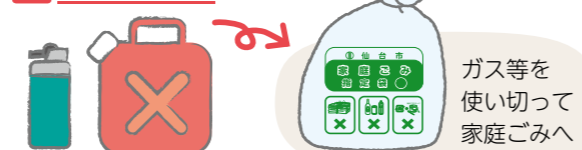
⚠ 充電電池、充電電池を使用した機器など



⚠ 刃物など



⚠ ライターなど



この特集に関するお問い合わせは、
廃棄物企画課 ☎214・8230、FAX214・8840

資源とごみの出し方の基本ルール
について、詳しくはワケルネット
<https://www.gomi100.com/>



目指そう!

プラスチック 全量リサイクル

「プラスチック資源」とは

プラスチック製容器包装



製品プラスチック

プラスチック素材
100%のもの



全国に先駆け、製品プラスチックの回収を開始します

私たちの暮らしに欠かせないプラスチック。軽量で加工しやすいことから、食品容器や日用品など、幅広く利用されています。しかし一方で、プラスチックによる環境への影響が問題となっています。原料として限りある石油資源を使用するほか、焼却時には温室効果ガスを発生し、地球温暖化の要因となります。また、不法投棄され海に流れ込んだプラスチックごみは、海洋生態系へも悪影響を及ぼしています。

このような課題に対応するには、プラスチックを適正に分別・回収し、資源として再利用することが重要です。国ではプラスチックの資源化を加速させるため、令和4年4月に「プラスチック資源循環促進法」を施行。従来の容器包装に加え、これまで家庭ごみとして焼却処理していたハンガーやストローなどの製品プラスチックについても、「プラスチック資源」としてまとめて回収し、再商品化することができるようになりました。市はこれに基づいて再商品化計画

を策定し、国から全国で第1号となる認定を取得。他市町村に先駆けて、プラスチックの一括回収・リサイクルを実施します。

迷わない分別ルールでリサイクル推進

4月からは、プラスチック素材100パーセントの製品を、市の赤い指定袋で容器包装と一緒に出すことができます。これまでの制度では、容器包装のみが回収対象で製品は対象外と、同じ素材でも分別方法が異なるという分かりにくいものでした。分別方法を変更したことにより、既に一括回収を先行実施している地域では「分別が分かりやすくなった」「リサイクルできるものが増えてうれしい」といった声が寄せられています。分かりやすいルールで迷わず分別できるようにすることで、回収量を増やし、プラスチックの1層の資源化を図ります。

プラスチックをごみではなく資源として繰り返し活用する、資源循環への取り組みは、地球温暖化対策や海洋プラスチックごみの削減につながります。美しい都の環境を次世代へと継承していくため、日々の分別・リサイクルにご協力をお願いします。